熊本県内市町村の再エネ・省エネ機器導入に係る助成制度の内容【令和5年度（2023年度）】

2023年4月現在

市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入（注：新規の場合は「新規」と記入） 種類 ①太陽光発電システム	②太陽熱利用システム	③その他再エネ発電設備	④その他再エネ熱等利用設備	⑤再エネ燃料	⑥省エネ設備	⑦蓄電池	⑧EV、EV充電設備	⑨建築物の断熱化	⑩ZEH、ZEB	⑪その他	該当種類	昨年度助成件数	制度名称	助成制度の概要 方法	対象	対象区分 住宅	中小企業・組合	公衆浴場	その他の施設	補助金額・限度額（償還方法・利率等）	実施期間	備考（制度URL、その他）	担当部署及び担当部署電話番号
熊本市	○						○					①太陽光発電システム ⑦蓄電池	150件	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	①【太陽光発電設備導入補助金(蓄電池併設型)】 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、太陽光発電設備及び蓄電池を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。)。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで契約の発注者が異なる場合は、いずれかの契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	○				1件につき8万円	2023年5月31日～2024年3月8日	https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=19867&class_set_id=2&class_id=96	熊本市環境局脱炭素戦略課 096-328-2355
												⑥省エネ設備	23件			⑥【省エネルギー設備導入補助金】 【対象者】 補助対象者 次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 熊本市内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者であること。 ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体 ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人 エ 法人税法(昭和43年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等 (2) 補助金の交付に係る申込みの日において、補助対象事業を実施する事業所について、次の各号のいずれかに該当するものであること。 ア 熊本市事業所グリーン宣言登録制度(環境負荷の少ない事業活動に取り組むことを本市(市民)に対して宣言する事業所について、登録・公表する本市の制度をいう。)による登録を受けている事業所(登録に向けて宣言をしている事業所を含む。) イ エコアクション21認証・登録制度(「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証し、登録する環境省の制度をいう。)による認証及び登録を受けている事業所 ウ ISO14001認証制度(国際標準化機構14001に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証する制度をいう。)による認証を受けている事業所 (3)市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。		○			対象経費の3分の1(上限100万円、下限20万円)	2023年5月31日～2024年1月31日		
							○					⑦蓄電池	150件			⑦【蓄電池導入補助金(固定価格買取制度満了世帯対象)】 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、蓄電池を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	○				1件につき8万円	2023年5月31日～2024年3月8日		
					○			○				⑤再エネ燃料 ⑧EV、EV充電設備	100件			⑧【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金】 【対象者】 次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、次のいずれかに該当する者であること。 ア 本市に住民登録がある者 イ 熊本市内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者であること。 (ｱ) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 (ｲ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体 (ｳ) 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人 (ｴ) 法人税法(昭和43年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等 (2) 電気自動車等に係る自動車検査証において所有者(電気自動車等が所有権留保付クレジットにより購入された場合は、使用者)として記載されていること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。	○	○			1台につき10万円	2023年5月31日～2024年3月8日		
										○		⑩ZEH,ZEB	60件			⑩【ZEH導入補助金】 【対象者】 (1)補助金の交付に係る申込みの日において、ZEHを導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。)。 (2)補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3)市税の滞納がないこと。 (4)熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	○				1件につき30万円	2023年5月31日～2024年3月8日		
											○	⑪その他	87件			⑪【エネファーム導入補助金】 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、エネファームを導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。)。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	○				1件につき8万円	2023年5月31日～2024年3月8日		
										○		⑪その他	420件			⑪【省エネ家電製品導入補助金】 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。 (3) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	○				1件につき1万円	2023年4月17日～2024年3月8日		
荒尾市	○						○			○		①太陽光発電システム ⑦蓄電池 ⑩ZEH,ZEB	太陽光12件 蓄電池8件	荒尾市ゼロカーボン機器導入促進補助金	補助金	【対象者】 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。 (1) 荒尾市内の建物等に、次に掲げる対象のシステム(以下「対象システム」という。)を設置する個人又は法人(当該対象システムをPPA(電力販売契約をいう。)又はリース事業により設置する場合は、PPA又はリース実施事業者)であって、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号制定、令和5年1月13日環地域事発第2301131号改正。別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)の交付要件を満たすものとする。 ア 太陽光発電システム イ 蓄電池システム ウ ZEH＋ エ ZEH (2) 荒尾市暴力団排除条例(平成23年条例第19号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第1項に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。	○	○	○	○	太陽光発電 一般住宅：7万円/kW 民間事業者：5万円/kW 蓄電池 蓄電池価格の1/3 ZEH：50万円/戸 ZEH＋：100万円/戸	2023年5月1日～2023年12月28日(補助金上限に達し次第終了)	https://www.city.arao.lg.jp/shisei/shisaku/kankyo-seisaku/5101.html	荒尾市環境保全課ゼロカーボン推進室 0968-57-7857
南関町		○		○			○					②太陽熱利用システム ④その他再エネ熱等利用設備 ⑦蓄電池	17件	南関町家庭用再生エネルギー導入促進事業助成金	補助金	【対象者】 以下のいずれにも該当する者 ・住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を有する者 ・同一世帯全員が暴力団の構成員ではないこと ・同一世帯全員が町税等を滞納していないこと 【対象設備】 ・太陽熱温水器 ・住宅用太陽光発電設備用蓄電池 ・木質ペレットストーブ、薪ストーブ	○				・補助金額 5分の1 ・限度額 5万円	令和3年度～	https://www.town.nankan.lg.jp/	税務住民課 環境対策係 0968-57-8579
菊池市	○											①太陽光発電システム	新規	菊池市住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付要項	補助金	【対象者】 いずれにも該当する者。 (1) 菊池市に居住又は居住を予定していること。 (2) 菊池市内で自身が居住する又は居住を予定している居住用住宅(店舗等との併用住宅を含み、法人名義のもの及び賃貸用のものを除く。以下同じ。)に住宅用太陽光発電設備(以下「発電設備」という。)を設置する個人であること。 (3) その属する世帯(その者が居住を予定する者である場合は、転入後に属することとなる世帯をいう。以下この条において同じ。)の全ての者が、市税等を滞納していないこと。 (4) その属する世帯の全ての者が、菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。	○				(1) 5．0キロワットを超え6．0キロワット未満のとき 3万円 (2) 6．0キロワット以上のとき 5万円	2023年6月1日受付開始	https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1043/3525.html	環境課 0968-25-7217
	○											①太陽光発電システム				【太陽光発電設備】 【対象者・対象要件】 ○申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(いずれも当該居住地に住民登録があること。 ○令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了したもの。 ○設置された設備の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれも1kW以上であり、戸建住宅の敷地内で使用されるものであること。 ○既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 ○補助対象設備等は新品(未使用品)であること ○市税の滞納がないこと	○				1件につき10万円※1世帯当たり1回に限る	令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末まで ※予算の範囲内 ※令和5年度～7年度の3年間限定の予定	https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00322372/index.html	
		○										②太陽熱利用システム				【太陽熱温水器(強制循環型・自然循環型)】 【対象者・対象要件】 ○申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(いずれも当該居住地に住民登録があること。 ○令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了したもの。 ○既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 ○補助対象設備等は新品(未使用品)であること ○市税の滞納がないこと	○				強制循環型：補助対象経費の1/5(上限5万円)※1世帯当たり1回に限る 自然循環型：補助対象経費の1/5(上限2万5千円)※1世帯当たり1回に限る	令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末まで ※予算の範囲内 ※令和5年度～7年度の3年間限定の予定	https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00322372/index.html	

合志市						○					⑦蓄電池	新規	合志市脱炭素推進対策補助金	補助金	【蓄電池】 【対象者・対象要件】 ○申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(いずれも当該居住地に住民登録があること。 ○令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了したもの。 ○蓄電池が設置された戸建住宅の敷地内に、太陽光発電設備が設置されていること。 ○国の蓄電池補助対象であり、戸建住宅の敷地内で使用されるものであること。 ○既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 ○補助対象設備等は新品(未使用品)であること ○市税の滞納がないこと	○				1件につき10万円※1世帯当たり1回に限る	令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末まで ※予算の範囲内 ※令和5年度～7年度の3年間限定の予定	https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00322372/index.html	合志市市民生活部環境衛生課 096-242-1202
										○	⑪その他				【エネファーム(家庭用燃料電池)】 【対象者・対象要件】 ○申込者は当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(いずれも当該居住地に住民登録があること。 ○令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末までに事業(代金の支払を含む。)が完了したもの。 ○一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受け、戸建住宅の敷地内で使用するものであること。 ○既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 ○補助対象設備等は新品(未使用品)であること ○市税の滞納がないこと	○				1件につき10万円※1世帯当たり1回に限る	令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末まで ※予算の範囲内 ※令和5年度～7年度の3年間限定の予定	https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00322372/index.html	
										○	⑪その他				【省エネ家電製品の買替え】 ○一定の省エネ基準達成率を満たす各種家電(目標年度2010において121%以上又は目標年度2027において100%以上であるエアコン、目標年度2021において100%以上である冷蔵庫及び冷凍庫)又はLED照明(LEDランプを含む。)の購入者であり、本市に住民登録がある者。 ○令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末までに購入したもの。 ○エアコン、冷蔵庫、冷凍庫については、買い替えであること。 ○購入費と一体不可分の据付等の工事費の合計額(税抜)が5万円以上であること。 ○補助対象設備等は新品(未使用品)であること ○市税の滞納がないこと	○				1件につき1万円※同一年度中、1世帯当たり1回に限る	令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)2月末まで ※予算の範囲内 ※令和5年度～7年度の3年間限定の予定	https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00322372/index.html	
菊陽町		○									②太陽熱利用システム	15件	菊陽町住宅用太陽熱温水器等設置費補助金	補助金	【対象者】 自ら所有・居住する町内の住宅に温水器等を設置す又は設置した住宅を購入する者で、同一生計者を含めて町税を滞納していない者。	○				温水器の設置費等の5分の1の額(千円未満切り捨て) 上限5万円	令和5年度	https://www.town.kikuyo.lg.jp/kiji0031456/index.html	住民生活部　環境生活課 096-232-2114
南小国町	○		○			○					①太陽光発電システム ③その他再エネ発電設備 ⑦蓄電池	6件	南小国町太陽光発電設備等導入促進事業補助金	補助金	【対象者】 ・町内に居住する個人または町内に事業所を有する法人 ・申請時点で、申請者及び同一世帯員が本町の町税等を滞納していないこと ・自己所有かつ町内に所在する住宅若しくは事業所又はその敷地内に発電設備等を購入し設置するもの 【設備要件】 (太陽光発電設備)及び(風力発電設備) ・公称最大出力の合計値が1キロワット以上10キロワット未満のもの ・未使用品であること ・発電により得られる電力の全部または一部を自家消費することが可能な構造となっていること (蓄電池設備) ・発電設備と同時に購入・設置すること ・蓄電容量5キロワットアワー以上かつグリーンモード又は太陽光活用モード対応であること ・蓄電容量1キロワットアワー当たりの機器費(蓄電池本体のみ)が20万円以下であること ・一般社団法人環境共創イニシアチブが登録及び公表する蓄電システム登録済製品一覧に掲載されている製品であること、又はそれと同等以上の性能を有することを証明できる製品であること ・本補助金を活用して設置する発電設備から充電するとともに、当該蓄電池により供給される電力を同発電設備の設置場所含む一の需要場所で使用するものであること ・未使用品であること	○	○	○	○	1事業につき1回 (太陽光発電設備)及び(風力発電設備) ・発電設備の公称最大出力の合計値に2万円を乗じて得た額、上限20万円 (蓄電池設備) ・蓄電池購入及び設置に係る補助対象経費の総額と10万円のいずれかの低い方の額	令和5年4月1日～令和6年3月31日(予算の範囲内)	https://www.town.minamioguni.lg.jp/news/2022/1830.html	まちづくり課企画商工観光係 0967-42-1171
				○							④その他再エネ熱等利用設備	4件	南小国町ペレットストーブ等購入補助金	補助金	【対象者】 ・町内に住所を有する個人や法人 ・機器の設置場所が町内であること ・申請者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと 【設備要件】 ・木質ペレットを燃料とする暖房器具 ・薪を燃料とする暖房器具	○	○		○	対象経費(税抜)の1/3以内、上限15万円	令和5年4月1日～令和5年3月31日(予算の範囲内)	https://www.town.minamioguni.lg.jp/gyousei/ringyo/pellet-stove.html	農林課林政係 0967-42-1144
産山村	○	○				○	○		○		①太陽光発電システム ②太陽熱利用システム ⑥省エネ設備 ⑦蓄電池 ⑨建築物の断熱化	0件	産山村住宅リフォーム助成事業	補助金	【対象者】 (1)　村に住民登録又は外国人登録を有する者であること。 (2)　同一家屋に居住する者全員が村税及び各種使用料等を滞納していない者であること。 (3)　助金のリフォーム等を補助金交付決定後に着手・着工し、当該年度内に完了することができること。 (4)　対象となるリフォーム等について、村で実施している他の同様の補助金等の交付を受けていないものであること。(産山村合併処理浄化槽設置整備事業補助金を除く。)	○				村内に住所を有する法人及び個人の施工業者を利用して実施する工事で、リフォームに要する費用が20万円以上の工事。	R5.4.1～R6.3.31	https://www.ubuyama-v.jp/kurashinojoho/kakushuhozyokin/jyuutaku/746.html	企画振興課 0967-25-2211
高森町	○										①太陽光発電システム	2件	高森町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	【対象者】 居住する町内の住宅(店舗及び併用住宅含む)に最大4キロワット以上の発電システムを新規に設置する者	○				1件当たり5万円	令和5年度		政策推進課 0967-62-2913
南阿蘇村				○							④その他再エネ熱等利用設備	3件	バイオマス燃料燃焼機器設置事業	補助金	【対象設備】 個人住宅・事業所等(別荘は除く)	○				2分の1以内 (限度額100千円)	R02.04～	https://www.vill.minamiaso.lg.jp/soshiki/7/baiomasu.html	水・環境課 0967-67-3176
嘉島町	○										①太陽光発電システム	15件	嘉島町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	【対象者】 ・嘉島町に住所を有する方。ただし、新築住宅に設置する場合は完了報告時に設置住所に住民登録を有する方。 ・町内に自己の居住用に建築されている家屋または建築を予定している家屋に未使用の太陽光発電システムを設置する方。 ・町税(町民税、固定資産税、国民保険税および軽自動車税)を滞納していない方。 ・申請日以降に太陽光発電システムの設置工事に着手し、当該年度の3 月31 日までに工事を完了する方。 ・電力会社と電灯契約を締結することができる方。 【対象要件】 ※補助対象は次の数値のいずれかが10 キロワット未満である必要があります。 ア 太陽電池の公称最大出力 イ パワーコンディショナーの定格出力	○				1kW あたり15,000 円 上限50,000 円	令和5年度 (予算の範囲内で令和5年2月まで受付)	https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/q/aview/200/1524.html	都市計画課環境 096-237-2597
益城町	○						○				①太陽光発電システム ⑦蓄電池	20	省エネルギー機器設置費補助金	補助金	【対象設備】 益城町に住所を有する個人住宅のみ	○				・蓄電池システム分・・・8万円 ・蓄電池システムを伴う太陽光パネル分・・・2万円の計10万円を限度	年度内	https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0033091/index.html	住民課 096-289-8077
山都町	○										①太陽光発電システム	4件	山都町SDGs推進事業補助金(山の都のエコライフ支援事業)	補助金	住宅用太陽光発電システム 【対象者】 　町の区域内において自らが居住する既存住宅及び新築住宅(店舗等との併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置する者 【交付の条件】 (1)町の区域内に住所を有する者 (2)電力会社と電灯契約を締結していること。 (3)住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾を得ていること。 (4)発電システムを既に設置している者でないこと。 (5)本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他町の徴収金を滞納していないこと。 (6)補助金の交付を受けて設置した発電システムを適切に管理すること。	○				発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力1キロワット当たり2万円(補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。	平成21年度～	https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0038201/index.html	環境水道課 環境衛生係 0967-72-4002
		○									②太陽熱利用システム	12件		補助金	住宅用太陽熱利用システム 【対象者】 　町の区域内において自らが居住する既存住宅及び新築住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に熱利用システムを設置する者 【交付の条件】 (1)町の区域内に住所を有する者であること。 (2)住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾を得ていること。 (3)熱利用システムを既に設置している者でないこと。 (4)本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他の徴収金を滞納していないこと。 (5)補助金の交付を受けて設置した熱利用システムを適切に管理すること。	○				熱利用システムの本体工事費、給排水工事費及び電気工事費の5分の1以内の額(補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、30,000円を限度とする。	平成21年度～	https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0038201/index.html	環境水道課 環境衛生係 0967-72-4002
				○							④その他再エネ熱等利用設備	11件		補助金	住宅用薪ストーブ等の設置 【対象者】 　町内に住所を有する者で住宅等に薪ストーブ等を設置する者 【交付の条件】 (1)町の区域内に住所を有する者であること。 (2)薪ストーブ等を既に設置しているものではないこと。 (3)補助金の交付を受けて設置した薪ストーブ等を適切に管理するもの。 (4)住宅等を借りている者にあっては、貸主の承諾が得られたものであること。 (5)本人又はその属する世帯の世帯員が町税その他町の徴収金を滞納していないこと。	○				薪ストーブ等の本体(煙突、炉台及び炉壁を含む。)の購入並びに本体の設置及び配管に要する経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。	平成30年度～	https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0038201/index.html	環境水道課 環境衛生係 0967-72-4002
八代市	○						○				①太陽光発電システム ⑦蓄電池	太陽光85件 蓄電池77件	八代市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	補助金	【対象者】 (1)市内に居住または居住を予定する者。 (2)対象システム(または蓄電池)を既に設置していないこと。 (3)電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶ個人であること。 (4)世帯員全員に市税等の滞納がないこと。 【対象システム及び対象蓄電池】 1. 太陽光発電システム (1)自ら居住する専用住宅又は併用住宅(法人名義及び賃貸用を除く)に設置するもの。 (2)対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結するもの。 (3)設置前に使用されたものでないこと。 (4)交付申請日の属する年度末日までに設置を完了するもの。 2. 定置式リチウムイオン蓄電池 (1)1(1)と同じ。 (2)対象住宅に設置する太陽光発電システムで発電した電気を貯めて、夜間、災害時等にその電気を使用できるもの。 (3)1(3)(4)と同じ。等	○				【太陽光発電システム】 最大出力1kw当たり15,000円(上限100,000円) 【蓄電池】 定額100,000円 ※ただし、市内業者と業務請負契約を締結した場合は20,000円上乗せ	R5.4.1～～予算がなくなり次第終了	https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00319682/index.html	市民環境部環境課 0965-33-4114
氷川町	○	○				○					①太陽光発電システム ②太陽熱利用システム ⑥省エネ設備	①9件 ②3件 ③3件	氷川町住宅用新エネルギー等導入促進事業	補助金	【対象者】 (1)　町内に住所を有する者又は賃貸人の承諾が得られた住宅等を借りている者若しくは町内に新築又は購入し、住居を町内に定める者 (2)　町税に滞納のないもの (3)　着手前に交付決定を受けた者 (4)　過去に本事業を活用していない者又は本事業を活用して導入した施設と異なる施設導入において本事業を活用する者 ※補助対象工事は、当該年度の1月31日までに完了するものでなければならない。	○				【太陽光利用発電設備】 1件につき50,000円 【太陽熱利用設備(太陽熱温水器)】 ・自然循環型－1件につき25,000円 ・強制循環型－1件につき50,000円 【省エネ施設(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)】 太陽光利用発電施設と同時に設置する場合に限り、1件につき50,000円	R5.4.1～ ※1　補助対象工事は、1月31日までに完了するものでなければならない。 ※2　予算がなくなり次第終了	https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0032613/index.html	町民課 0965-52-5851
水俣市										○	⑪その他	検討中	水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付事業	補助金	【対象者】 ・自らが居住する市内の住宅の既存のエアコン又は電気冷蔵庫を新品(未使用)のものに交換するために購入し、設置した方。 ・水俣市内に住所がある方 ・同一世帯で生活する方がこの補助金の交付決定を受けていない方。 ・水俣市家庭版環境ISO「みなまたエコダイアリー」に登録がある、または、新たに登録する方 【対象製品】 ・省エネルギー基準達成率が2027年度基準で86%以上のエアコン及び2021年度基準で100%以上の冷蔵庫 ・製造年が2014年以前の製品の買換えに限る ・市内事業者からの購入に限る	○				・購入金額合計額(消費税及び設置費用等含む。)の2分の1(1万円未満切り捨て)で上限5万円 ※エアコンと冷蔵庫を同時購入した場合、合計額で計算する	【申請受付期間】 R5.7.18～ R6.1.31 ※R5.7.1以降に購入し、申請受付期間内に納品されるもの ※申請期間中であっても、予算がなくなり次第終了		環境課環境もやい推進係 TEL:0966-61-1612

※令和5年6月補正予算に計上しているため、議決後に運用開始予定

錦町		○				○			○			②太陽熱利用システム ⑥省エネ設備 ⑨建築物の断熱化	0件	錦町住宅リフォーム補助金	補助金	【対象者】 町内に住民登録している人 町税、使用料等を滞納していない世帯 【対象となる住宅】 町内に所有し、自らが居住している住宅（借家は対象外） 【交付条件】 町内業者が施工するリフォームで20万円以上の工事が対象 町水道、下水道の区域内にあっては、町水道及び下水道に接続が必要	○				対象経費の20%（上限30万円）	令和元年7月1日 ～令和6年3月31日	https://www.town.kumamoto-nishiki.lg.jp/kiji003258/index.html	地域整備課 0966-38-4949
あさぎり町	○	○				○			○			①太陽光発電システム ②太陽熱利用システム ⑥省エネ設備 ⑨建築物の断熱化		あさぎり町個人用住宅新増築及びリフォーム助成事業	補助金	【対象者】 （1）町内に住所を有する個人で、工事代金の全てを口座振り込みで支払う者。 （2）世帯全員に町税等の滞納がなく、あさぎり町暴力団排除条例第2 条第1 号又は2 号に該当しない者。 【対象要件】 あさぎり町内に住所を有する事業者が施工するもの。	○				新増築及びリフォーム：工事費の1割。上限50万円。 住宅用太陽光発電：工事費の1 割。上限20 万円。	R2.4～3 年間の時限	例規 （https://www.town.asagiri.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r002RG00000919.html）	商工観光課 0966-45-7220
多良木町		○				○			○			②太陽熱利用システム ⑥省エネ設備 ⑨建築物の断熱化	8件	多良木町住宅リフォーム事業補助金	補助金	【対象者】 （1）本町の住民基本台帳に記録されている者、又は町内に移転を予定し、本町の住民基本台帳に登録を予定している者 （2）該当建築物に居住（居住を予定）している者又は貸家目的に所有しているもの （3）徴税及び公共料金等を滞納していない者 （4）補助対象工事について、本町で実施している他の補助金又は助成金の交付を受けていない者。 【対象建築物】 建築から3年以上経過した町内に存する建築物で、住宅及び住宅に附属する倉庫	○				・補助対象経費の20%以内（上限20万円） ・補助対象者1 人につき1 回限り	平成27年度～	https://www.town.taragi.lg.jp/gyousei/soshiki/kensetsu/download/1673.html	建設課 0966-42-1259
相良村	○	○	○	○	○	○						①太陽光発電システム ②太陽熱利用システム ③その他再エネ発電設備 ④その他再エネ熱等利用設備 ⑤再エネ燃料 ⑥省エネ設備	0件	先端設備等導入計画	補助金以外	【対象者】 工業会証明書の所得が可能な設備等を新規取得するもの		○			生産性向上特別措置法に基づき、村の認定が受けられた場合、固定資産税の優遇措置等が受けられる	平成31年4月以降		産業振興課振興係 0966-35-1034
山江村	○											①太陽光発電システム	1件	山江村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	【対象者】 ・山江村に居住し、又は居住を予定する者 ・交付申請をした日の属する年度の末日までに、対象システムの設置を完了すること。 ・電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶことができる個人であること。 ・その属する世帯のすべての者が村民税等を滞納していないこと。 ・過去にこの要項による補助金の交付を受けていないこと。	○				対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の数値に15,000円を乗じた額とし、5万円を上限とする。	平成25年4月1日～	https://www.vill.yamae.lg.jp/pagetop/kurashi/sumai/2/788.html	企画調整課 0966-23-3112
天草市	○						○					①太陽光発電システム ⑦蓄電池	59件	天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業	補助金以外	【対象者】 ・自らが居住する市内の住宅に対象システムを設置する者、又は対象システムが設置された市内の建売住宅を自ら居住するために購入する者 ・電力会社と電灯契約を締結する者 ・市税等の滞納がないこと 【対象システム】 ○住宅用太陽光発電システム ・太陽電池出力が2kW以上であること 発電した電気を住宅で消費し、余剰の電気を低圧配電線に逆潮流させるもの 経済産業大臣から10kW未満の太陽光発電設備の認定を受けたもの ・未使用品であるもの ○蓄電システム ・蓄電容量が2kW以上であること ・国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアティブ(SⅡ)が認めたもの、又は市長がそれと同等と認めたもの ・住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの ・未使用品であるもの	○				○住宅用太陽光発電システム　※商品券を交付 1件あたり5万円（ただし、市内に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は10万円） ○蓄電システム　※商品券を交付 1件あたり5万円（ただし、市内に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は10万円）	令和5年4月3日 ～令和6年3月8日 （予算がなくなり次第終了）	http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031116/index.html	市民生活部 市民環境課 0969-32-7861
上天草市	○					○	○					①太陽光発電システム ⑥省エネ設備 ⑦蓄電池	14件	上天草市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	補助金	【対象者】 次のすべての要件を満たす個人とします。 （1）本市に居住し、又は実績報告時までに住民登録を有し、自ら居住する専用住宅又は併用住宅（これらのうち賃貸用のものを除く。以下「対象住宅」という。）に対象設備を設置する方 （2）対象設備の設置工事を行っていない方 （3）過去に同一の対象設備に関する本市の補助金の交付を受けていない方 （4）交付申請をした日の属する年度の3月10日までに、対象設備の設置を完了できる方 （5）対象設備のうち、太陽光発電システムを設置しようとする場合は、電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶことのできる方 （6）市税等を滞納していない方 【対象設備】 太陽光発電システム （1）対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結するものであること。 （2）太陽電池の公称最大出力が10キロワット未満であること。 （3）太陽光モジュールが、次のアからウまでのいずれかの規格等に適合していること。 ア.国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。 イ.一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 ウ.一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。 【対象要件】 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。 定置用リチウムイオン蓄電システム 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 エネルギー管理システム 一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定めるECHONET Lite規格の認証を取得していること。	○				太陽光発電システム 1件当たり上限5万円 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 1件当たり上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 1件当たり上限10万円 エネルギー管理システム（HEMS） 1件当たり上限1万円	R5.4.1～R6.1.31 （予算がなくなり次第終了）	https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/q/aview/310/17124.html	市民生活部環境衛生課 0969-26-5524
苓北町	○						○					①太陽光発電システム ⑦蓄電池	6件	苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要項	補助金	【対象者・対象要件】 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。 （1） 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、自ら居住する町内の専用住宅又は併用住宅（これらのうち賃貸用のものを除く）に対象システムを設置する者又は設置済みの建売住宅を購入する者であること。 （2） 対象システムを設置する住宅に居住し住民登録をしている者であること。 （3） 町税等を滞納していないこと。 （4） 対象システムのうち、太陽光システムを設置する場合は、第8条の規定による実績報告時までに電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約をしていること。 （5） 同一年度内に、この要綱に基づく同じ種類の助成を受けていないこと。 （6） 第5条に規定する交付決定の前に、対象システムの工事に着工していないもの。 建売の場合は、対象システムが設置された建物の引き渡しがされていないもの。 （7） 第5条の規定により交付申請をした日の属する年度末までに、対象システムの設置を完了すること。	○				【太陽光発電システム】 1件あたり10万円とする。 ただし、町外に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は5万円とする。 【蓄電システム】 1件あたり10万円とする。 ただし、町外に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は5万円とする。	受付期間 R5.4.5～R6.1.31	https://reihoku-kumamoto.jp/kiji0031104/index.html	企画政策課 0969-35-3334